

下記業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7年 5月16日

富士市長 小長井 義正

1 業務概要

- (1) 業務名 富士市若者相談窓口運営業務
- (2) 業務内容 富士市若者相談窓口運営業務(2025～2028)仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
- (4) 支払限度額 39,435,264円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び3年以内に同条第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和7年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。
 - イ 令和7年5月30日までに入札参加資格審査申請を行い、令和7年度富士市競争入札参加資格審査登録者と認められた者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行す

る社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 上記アからエまでに規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和7年5月16日(金)から同年5月30日(金)まで

(2) 交付書類

ア 富士市若者相談窓口運営業務プロポーザル実施要領

イ 富士市若者相談窓口運営業務(2025~2028)仕様書

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/4005150400/p006803.html>

4 参加表明書等の提出

(1) 提出期間 令和7年5月16日(金)から同年5月30日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(5月30日(金)は、午後3時までとする。)

(2) 提出先 富士市教育委員会青少年相談センター(富士市教育プラザ内)

(3) 提出方法 持参(日曜日及び土曜日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出書類 富士市若者相談窓口運営業務プロポーザル実施要領による。

5 手続日程

- (1) 令和7年5月16日(金) 公告
- (2) 令和7年5月30日(金) 参加表明書提出及び参加資格確認書類提出期限
- (3) 令和7年5月30日(金) 企画提案書等に関する質問書提出期限
- (4) 令和7年6月16日(月) 参加資格確認結果通知
- (5) 令和7年6月16日(月) 企画提案書等に関する質問書の回答
- (6) 令和7年7月8日(火) 企画提案書等提出期限
- (6) 令和7年7月8日(火) プロポーザル参加辞退届の提出
- (7) 令和7年7月16日(水) プレゼンテーション及びヒアリング
- (8) 令和7年7月下旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (9) 令和7年8月中旬 契約

6 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、企画提案書及び見積書の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、企画提案書及び見積書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの審査者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。
また、参加資格確認書類に記載した配置予定の相談員は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行う、ものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。
なお、再度提出する見積書は、企画提案書とともに提出する。
- (10) 詳細は、上記3により交付する富士市若者相談窓口運営業務プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。